

「スヌーズレン教育・福祉研究」投稿規程

(目 的)

第1条 この規程は、ISNA 日本スヌーズレン総合研究所（以下「本研究所」）の機関誌である「スヌーズレン教育・福祉研究」を発行することにより、スヌーズレンの教育や福祉に関する内容、内外の動向の最新情報など研究の活性化のために必要な事項を定めることを目的とする。

(投稿資格)

第2条 投稿論文の筆頭筆者は、本研究所会員とする。

2 前項以外の寄稿希望者については、機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）が個々の事例についてその掲載の可否を判断する。

3 前項以外の寄稿論文については、機関誌事務局が執筆者を推薦し、委員会が承認及びその掲載の可否を判断する。

(論文の種別と内容)

第3条 原稿は、スヌーズレン関連領域(教育・医療・福祉等)の原著論文、総説、資料論文、研究時評、報告、短報などとし、以下の通り定義する。尚、他誌に未公刊のものに限る。

(1)原著論文：理論、臨床、事例などに関する独創性や新規性を有する研究論文。

(2)総説：特定のテーマについて論文等を総括、解説したもの。

(3)資料論文：特定のテーマについて有用な情報提供となり得る調査・提案・提言などで、資料的価値のあるもの。

(4)研究時評：関連諸研究にみられる最近の論題をとりあげ、その動向に関する議論を行ったもの。

(5)報告：「原著論文」程まとまった形ではないが、いち早く発表すべき内容で、記録にとどめる価値のある研究報告・事例報告・症例報告・実践報告・調査報告などのもの。

(6)短報：短い原著形式で発表されるもので、新しい概念や発見をいち早く発表するため、速報的に書かれたもの。

(7)学生論文：学部生及び大学院生が自ら行ってきた研究を論文としてまとめたもの。

(8)その他：上記のいずれにも該当しないが、公表する価値のあるもの。委員会の判断による。例えば、学会報告や地域の取組みなども含まれる。

(査読及び採録)

第4条 投稿された原稿は査読を受ける。この結果を踏まえて委員会は採録の可否及び前条各号の原稿の分類を決定する。

2 各原稿の査読者については複数名とする。

3 査読の回数は最大2回までとする。

4 査読は、第3条(1)(2)(3)(4)(5)(6)を対象とする。

5 その他査読に係ることは、委員会が決定する。

(投稿手続)

第5条 投稿は、(1)表紙 (2)元原稿と査読用原稿 各1部 (PDF版とWord版) (3)論文投稿の同意書

(署名・捺印) (PDF 版) (4) 投稿原稿チェックシート (第一筆者捺印) (PDF 版) の 4 点を事務局に E-mail で送付する。論文投稿の同意書と投稿原稿チェックシートは、本研究所ホームページよりダウンロードして使用する。

(執筆要領)

第 6 条 原稿の書式などは、「スノーズレン教育・福祉研究」執筆要領 (以下「執筆要領」という。) に基づかなければならない。

2 執筆要領は委員会、機関誌事務局が別に定める。

(掲載費用)

第 7 条 執筆要領に定められた枚数を超過したもの、特に費用を要するものは、著者の負担とする。

(1) 原稿が刷り上がり頁数を超える場合、刷り上がり 1 頁につき、5,000 円の超過料を徴収する。

(編集・発行・公開)

第 8 条 編集及び発行に関しては次のとおりとする。

(1) 機関誌は、原則として年 1 回 1 号発行する。

(2) 原稿締め切りは毎年 9 月末日とする。

(3) 校正は 2 回までとし、著者が責任をもって行う。

(4) 発行者は、本研究所とする。

(5) 発行は電子媒体とする。

(6) 原則として、投稿論文は返還しない。

2 編集業務は委員会がこれに当たる。編集責任者は編集委員会代表とする。

その他、編集、発行及び公開に係わることは、委員会および機関誌事務局が決定する。

(著作権)

第 9 条 本機関誌に採録された原稿の著作権は、ISNA 日本スノーズレン総合研究所に帰属する。他誌などにその全部又は一部を使用する場合には、委員会の承認を必要とする。ただし、著者自身は自己の原稿の全部又は一部について、出典は「スノーズレン教育・福祉研究」であることを明示することを条件に、委員会の承認を得ることなく利用することができる。

(倫理的配慮)

第 10 条 投稿原稿は、本研究所の「倫理綱領」の規定を踏まえ、投稿前に、「投稿原稿チェックシート」で確実にチェックを行い、研究不正があってはならない。以下の点に注意する。

(1) 文献やデータならびに設問など資料の引用・出典の明示

(2) 差別用語等倫理的問題となりそうな用語

(3) 調査対象者への研究趣旨説明や協力同意の取り付けの有無

(4) 研究機関等所属先に倫理委員会が設けられている場合は、その承認を得ることが望ましい。

(事務手続き)

第 11 条 掲載された論文を著者及び共著が取り下げる場合、共著者の合意を得ると共に、所定の掲載論文の取り下げ申請を行い、編集委員会で承認された場合にのみ掲載取り下げを行うことができる。

第 12 条 論文の内容に関する全責任は著者にあり、発行元である当研究所及び査読者への責任は負わ

ないものとする。

第13条 本機関誌の提出先及び事務は、機関誌事務局が行う。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、会長が機関誌編集委員会及び機関誌事務局に意見を求めて行う。

附 則 この規程は、2023年7月22日から施行する。

「スヌーズレン教育・福祉研究」執筆要領

この要領は、「スヌーズレン教育・福祉研究」投稿規程第6条第2項に基づいて、投稿原稿の書式など必要な事項を定める。原稿は、原則としてMicrosoft Wordを使用し、B5判、横書きで作成する。

本文の書式は、40字×38行で設定し、上下左右に2cmの余白をとる。各頁の頁番号を入れる。刷り上がり10ページ以内を原則とする。

原稿の体裁は、

- 1) 1枚目に表紙を付し、①表題②執筆者名③専門分野④所属名⑤職名⑥連絡先(電話/FAX、E-mailアドレス)を明記する。
- 2) 2枚目から本文とし、①冒頭に、論文の種別(原著、資料など)を明記する。②表題(執筆言語による表題を先に表記する。和文論文なら和文、英文。英文論文なら英文、和文)③著者名(順序は表題に同じ)④所属機関名⑤原稿の種類(原著論文、症例・事例報告など)⑥要旨は、400字程度の和文抄録⑦3～5語のキーワード(和文、英文)⑧本文の順で記載する。
- 3) 本文は、原則として、問題と目的(はじめに)、方法、結果、考察(結論)、今後の課題、倫理的配慮、謝辞、研究助成、注、文献、英文抄録(Abstract)の順に構成する。
論文の種類によっては、必ずしもこの限りではない。
- 4) 英文抄録は、200字程度とする。なお、報告ならびに短報の場合には、英文抄録は必須ではないが、英文表題は英文目次用として必要となることから記載する。表題記載方法としては、文頭語と固有名詞を除いて小文字で表記する。尚、ネイティブチェックを受けることを推奨する。

原稿は日本語、もしくは英語を用いる。なお、日本語の場合は常用漢字、新仮名づかい、算用数字を用いる。句読点は、「、」「。」を用いる。外来語、外国人名、地名、化学物質名は原語のまま用い、外国語で一般に日本語化しているものはカタカナを用いてもよい。

文字の規定スタイルは、表題は、12ポイントMS Pゴシック、副題は11ポイントMS Pゴシック、著者名は11ポイントMS明朝、章題は11ポイントMS Pゴシック、本文10ポイントMS明朝とする。英数字はCentury、数字、ローマ字、欧文略語は半角とし、年表示は西暦を使用する。また、JIS第2水準に含まれない文字は使用しない。本文の項目分けは第1章、第1節……などとせずI、1、1)、(1)、①……とする。表は、タイトルは表1またはTable. 1と通し番号をつけ、表の上に9ポイントMS Pゴシックで記入する。表の説明は、表の下にいれる。図は、そのまま使用できるように鮮明に作成する。タイトルは、図1またはFig. 1のように書く。図の説明は図版の下に図の注、図の説明、出典、その下に図タイトル

となるように記入する。写真は図として通し番号をつける。図や表のデータ容量（サイズ）を極力下げる様に調整すること。

文献の記載方法は下記に従う。

1) 文献については、本文中は“著者名(発行年)”と記載し、著者名は姓のみ、敬称は省く。欧人著者は family name を記載し、発行年は西暦で記載する。

2) 文献は、本文中に引用されたすべての文献を、本文の最後に著者のアルファベット順または引用順に番号をつけて記載する。また、本文中の引用箇所には肩番号を付す。(例：1))

3) 文献欄の標記の形式

①著者が2人の場合、日本語文献の場合は(姓・姓)、欧文の場合は(family name&family name)とする。

②著者が3人以上の場合、日本語文献の場合は(第一著者の姓他)あるいは(第一著者の姓ら)とする。欧文の場合は(第一著者の family name et al.)とする。

③欧人著者名は、family name, first name, middle name, の順とし、first name, middle name はイニシャルで示す。

④文献が2行以上になる場合は、2行目以下は日本語文献では2文字、欧文では4文字下げる。

4) “,” や “.” または “.” の後には、原則として半角スペースを入れる。

【雑誌掲載論文】

文献番号) 著者名(発行年). 論文の表題. 掲載雑誌名, 号若しくは巻(号), 開始頁-最終頁.

※doi がある場合は記載する。

例1) 姉崎 弘 (2022). 肢体不自由特別支援学校の重度・重複障害児へのスヌーズレンを活用した授業における利点と限界. スヌーズレン教育・福祉研究, 5, 29-39 .

2) Maseda, A., Cibeira, N., Lorenzo-López, L., González-Abraldes, I., Buján, A., & Millan-Calenti, J. C. (2018). Multisensory stimulation and individualized music sessions on older adults with severe dementia: effects on mood, behavior, and biomedical parameters. *Journal of Alzheimer's Disease*, 63(4), 1415-1425.

【単行本】

文献番号) 著者名(発行年). 書名 副題(版表示). 発行地(和書の場合は省略可) 出版社名. ページ.

例1) 服部兼敏 (2010). テキストマイニングで広がる看護の世界. 京都: ナカニシヤ出版. 102-108.

2) Winnie Dunn (2009). *Living Sensationally: Understanding Your Senses*. London, England: Jessica Kingsley. 15-19.

【编者, 監修者のある本の一章の場合】

・章の著者名(発行年). 章の表題. 编者名. 書名(版表示). ページ(pp と表記). 出版地: 出版社名.

※编者や監修の場合は, “編” “監修” と記載し, 欧文の場合は “(Ed.)” または複数の编者の場合は “(Eds.)” と表記し, 欧文の場合は著者名の前に “In” を入れる。

例1) Collier, L. (2012). Chapter 9: Planning and implementing sensory interventions. In J. Pool (Eds.), *The pool activity level (PAL) instrument for occupational profiling* (pp. 140-

153). London, England: Jessica Kingsley

【翻訳書】

- ・原著者名(原書発行年). 翻訳書の書名 副題(版表示). 訳者名(翻訳書の発行年). 出版社名. ページ.
例1) Mertens, K(2003). スヌーズレンの基礎理論と実際—心を癒す多重感覚環境の世界—(第2版復刻版). 姉崎 弘 (2009). 岡山: 大学教育出版, 2-3.
- 2) Flick, U. (2007). 質的研究入門: 「人間の科学」のための方法論(新版). 小田博志監訳(2011). 東京: 春秋社. 65.

【オンライン文献】

- ・著者名(update 年). 著作物タイトル. doi または入手先 URL(アドレス). 検索年月日 (内容が変化しうるコンテンツのみ記載)

※doi がある場合, URL は付記しなくてもよい

- 例1) Lorusso, L. N., & Bosch, S. J. (2018). Impact of multisensory environments on behavior for people with dementia: A systematic literature review. *The Gerontologist*, 58(3), e168 - e179. <https://doi.org/10.1093/geront/gnw168>

【Web ページなど, 逐次的な更新が前提となっているコンテンツを引用する場合】

- ・出版データのあとに括弧で括って検索日を記載する
- 例1) スヌーズレン資格認定制度. スヌーズレン資格認定制度 | ISNA 日本スヌーズレン総合研究所 (snoezelen-research.jp) [2023-06-30]

以下の場合, 研究倫理審査の承認番号またはそれに準ずる番号を記載すること.

- 1) 国の研究倫理指針の基準により, 研究倫理審査を受けた場合.
- 2) 上記1) 以外で, 何らかの必要性により研究倫理審査を受けた場合.

投稿原稿の提出は下記に従う。

投稿原稿は、以下の形式で提出する。

- ・元原稿: (Word 原稿・PDF 原稿) 各1部
- ・査読用原稿: (Word 原稿・PDF 原稿 (著者名・所属・研究倫理委員会名称 (承認番号)・謝辞・研究助成機関 (研究課題番号) を査読用に黒塗りにしたもの) 各1部

データ原稿と PDF 原稿は, 電子メールで提出する。

「スヌーズレン教育・福祉研究」機関誌編集事務局 新岡 美樹 宛 (snoezelen.jsri@gmail.com)

査読結果に基づく修正原稿の提出は下記に従う。

修正箇所がわかるように朱書きにて提出する。査読者や編集委員の指摘に対し回答書を提出する。

著者校正は原則2回, 誤字・脱字の訂正のみとし新たな加筆, 改変は原則認めない。著者校正は指定された期限内に行う。投稿原稿の取り下げは速やかに事務局に連絡する。

「スヌーズレン教育・福祉研究」機関誌編集事務局 新岡 美樹 宛 (snoezelen.jsri@gmail.com)

附 則 この要領は, 2023 年 7 月 22 日から施行する。

ISNA日本スヌーズレン総合研究所 倫理綱領

(倫理綱領制定の趣旨)

第1条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所は、会則第2条の定めに従い、本会の目的を達成するとともに、教育・福祉研究の担うべき社会的責任に基づき、この倫理綱領を制定する。

(基本原則)

第2条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究の実施、研究成果の発表、ならびに専門的意見の公表において、つねに基本的人権に配慮しなければならない。

(研究の実施と公表にともなう責任)

第3条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究の実施にあたって、つねに客観性、公平性を目指し、事実に基づく立証に努めなければならない。会員は、他人の研究成果を剽窃・盗用・捏造してはならない。また、研究によって得られたデータ・情報・調査結果などを、改ざん・捏造・偽造してはならない。会員は、他者の知的成果、著作権を侵してはならない。会員は、専門的意見を公表する場合には、その根拠を提示するとともに、その根拠が持つ限界をも明らかにする必要がある。

(情報提供者への説明責任と同意)

第4条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、情報提供者を得て研究を行う場合には、あらかじめ当該者（ないしその保護責任者）に対して、研究目的、研究内容などを十分に説明し、同意・了解を得ることが必要である。また、情報提供者（ないしその保護責任者）が、研究過程の途中で協力を中止できることを、あらかじめ説明しておく必要がある。

(研究実施における配慮)

第5条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、情報提供者（ないしその保護責任者）の人格とプライバシーに配慮し、これらの人々の名誉や社会的地位を損なうことがあってはならない。

(研究によって得られた情報等の秘密保持)

第6条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究によって得られた情報の管理に留意し、その機密性を保持しなければならない。また、情報提供者を伴う研究の場合、その研究によって得られた情報、データ等は、同意を得た目的以外に使用してはならない。

(共同研究等の実施・成果公表と著作権の明確化)

第7条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究を複数の研究者が共同、協力を得て行う場合、その実施上の役割分担や責任の所在、およびその成果が公表される場合の著作権等について、十分な合意形成をしておかなければならない。

(研究倫理の徹底に関する本会の責任)

第8条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所は、この倫理綱領の徹底に努めるとともに、研究倫理の具体的内容の明確化に向けて継続的に努力する責任がある。

附則 この倫理綱領は、令和元年5月1日より施行する